

統計

〔凡例〕 地区は次による。(R5.12.31現在)

広島	広島市・大竹市・廿日市市・安芸郡	東広島	竹原市・東広島市・豊田郡
呉	呉市・江田島市	尾三	三原市・尾道市・世羅郡
		福山	福山市・府中市・神石郡
芸北	安芸高田市・山県郡	備北	三次市・庄原市

(不当労働行為の審査等)

第1表 令和5年における取扱事件等総括表

区分	前年からの繰越し	新規係属 (R5年末累計)	終結 (R5年末累計)	翌年へ繰越し
不当労働行為の審査 (労組法7条、27条)	2	2 (619)	3 (618)	1
労働組合の資格審査 (労組法5条、11条)	1	4 (3413)	4 (3412)	1
地方公営企業等における 非組合員の範囲認定及び告示 (地公労法5条2項)	0	0 (49)	0 (49)	0
公益事業に関する争議行為の 予告義務違反の審査 (労調法42条)	0	0 (5)	0 (5)	0

第2表 地区別新規係属件数

年次	総数	広島	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	その他
R元	3	2					1		
R2	1						1		
R3	5	3			1				1
R4	2	2							
R5	2	2							

注： 区分は、不当労働行為が行われたとされる地による。

第3表 産業別新規係属件数

産業別	R元	R2	R3	R4	R5
全産業	3	1	5	2	2
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業				1	
総合工事業				1	
製造業					1
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業	1		1	1	
道路旅客運送業				1	
郵便業（信書郵便事業を含む）	1		1		
卸売業、小売業					1
各種商品卸売業					
その他の小売業					1
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業	2	1			
不動産取引業	1	1			
物品賃貸業	1				
学術研究、専門・技術サービス業					
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					
教育、学習支援業					
医療、福祉			2	1	
医療業					
社会保険・社会福祉・介護事業			2	1	
複合サービス事業					
協同組合（他に分類されないもの）					
サービス業（他に分類されないもの）					
職業紹介・労働者派遣業					
その他の事業・サービス業					
公務（他に分類されるものを除く）			1		
地方公務			1		
分類不能の産業					

注： 業種分類は「都道府県労働委員会状況報告要領(中央労働委員会)」の別表による。

第4表 事業所規模(従業員数)別新規係属件数

年次	総数	～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人～	不明
R元	3	1		1				1	
R2	1	1							
R3	5	3			1			1	
R4	2		1		1				
R5	2	1	1						

第5表 系統別新規係属組合数

年次	総数	連合広島	広島県労連	その他
R元	3			3
R2	1			1
R3	5	1	1	3
R4	2		1	1
R5	2			2

注：個人申立てを除く。

第6表 組織形態別新規係属組合数

年次	総数	企業別組合	合同労組			全国組織の支部 分会	連合体
			一般	職能別	業種別		
R元	3		3(1)				
R2	1		1				
R3	5	1	3			1(1)	
R4	2		1			1	
R5	2		2				

注：1 個人申立てを除く。

2 () は同一事業所に併存組合があるもの。

第7表 申立人別新規係属件数

年次	総数	組合	組合連名	個人	組合個人連名
R元	3	3			
R2	1	1			
R3	5	5			
R4	2	2			
R5	2	2			

第8表 労組法第7条各号該当別新規係属件数

年次	件数	1号	2号	3号	4号
R元	3	2	2	1	
R2	1		1	1	
R3	5	3	2	4	
R4	2	2	1	1	
R5	2		2		

注：1 複数の該当号の申立てがあるため、各号の合計と件数は一致しない。

2 申立年次の該当号には、申立年次後の年次における異なる号の追加申立てを含む。

第9表 事件の処理及び終結の状況

年次	処理件数			計B	終結件数					終結率 (B/A)	
	総数A	前年繰越	新規		命令		却下	和解			取下げ
					救済	棄却		関与	無関与		
R元	6	3	3	3	1					2	50.0%
R2	4	3	1	3	1	1				1	75.0%
R3	6	1	5	2	1					1	33.3%
R4	6	4	2	4	3	1					66.7%
R5	4	2	2	3	1		1	1			75.0%

第10表 終結事件の平均処理日数

年次	総数		命令		和解・取下げ	
	件数	平均処理日数	件数	平均処理日数	件数	平均処理日数
年平均 (R元～R5)	15	345.0	10	412.3	5	210.4
R元	3	223.7	1	426.0	2	122.5
R2	3	404.7	2	446.0	1	322.0
R3	2	314.0	1	450.0	1	178.0
R4	4	444.0	4	444.0		
R5	3	295.3	2	289.5	1	307.0

第11表 命令事件の審査段階別処理日数

年次	申立て	調査	審問		合議	命令書交付	計	
	申立ての日から調査の前日まで	第1回調査から最終調査日まで	最終調査日の翌日から審問の前日まで	第1回審問から結審の日まで	結審の翌日から合議の前日まで	第1回合議から最終合議の日まで		最終合議の翌日から命令書交付の日まで
年平均 (R元～R5)	19.7	206.1	33.7	55.6	32.2	40.8	24.2	412.3
R元	13.0	196.0	33.0	67.0	42.0	64.0	11.0	426.0
R2	3.0	300.5	33.5	25.5	39.0	29.0	15.5	446.0
R3	15.0	189.0	86.0	42.0	36.0	43.0	39.0	450.0
R4	27.0	197.3	53.5	69.0	34.0	34.3	29.0	444.1
R5	27.5	143.0	△31.5	60.0	15.0	53.0	22.5	321.0

注：審問後に調査が行われた場合、当該審問から次回調査までの期間は、審問期間に含めることとする。

第12表 命令事件の審査状況

年次	調査		審問			
	1件当たりの回数	期日の間隔	1件当たりの回数	期日の間隔	1件当たりの証人数	1回当たりの証人数
年平均 (R元～R5)	5.8	42.9	1.5	111.2	1.8	1.2
R元	6.0	39.2	2.0	67.0	2.0	1.0
R2	8.0	42.9	1.5	51.0	1.5	1.0
R3	7.0	31.5	2.0	42.0	3.0	1.5
R4	5.3	46.4	2.0	69.0	2.5	1.3
R5	4.0	47.7	1.0	120.0	1.0	1.0

第13表 命令・決定数に対する不服状況推移

年次	命令・決定数	確定数	不服数		不服率	労働者提起			使用者提起		
			再審査	行政訴訟		再審査	行政訴訟	不服率	再審査	行政訴訟	不服率
R元	1	0	1	0	100%			0%	1		100%
R2	2	1	1	0	50%	1		50%			0%
R3	1	1	0	0	0%			0%			0%
R4	4	2	0	2	50%			0%		2	50%
R5	2	1	1	0	50%	1		50%			0%
合計	10	5	3	2	50%	2	0	20%	1	2	30%

注：再審査事件の件数は、当委員会における申立てベースの件数であり、中央労働委員会での受付件数とは異なる。

第14表 成立時期別和解件数

年次	総数	第1回調査期日前	調査手続中	審問手続中	結審後
R元	0				
R2	0				
R3	0				
R4	0				
R5	1			1	

注：調査手続中の和解には、和解作業のため審問から調査に切り替えたものを含む。

第15表 代理人の許可件数

年次	申立件数	総数	双方に許可した事件			一方のみに許可した事件				
			双方に弁護士がついた事件	一方に弁護士がついた事件		その他	弁護士がついた事件		その他	
				申立人側	被申立人側		申立人側	被申立人側	申立人側	被申立人側
R元	3	3			1					2
R2	1	1								1
R3	5	4	1					3		
R4	2	2			2					
R5	2	1			1					

注：申立年次の許可件数には、申立年次後の年次における許可件数を含む。

第16表 補佐人の許可件数及び補佐人数

年次	申立件数	総数		当事者双方		申立人側のみ		被申立人側のみ	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
R元	3	3	13	1	4	1	2	1	7
R2	1	2	4	2	4				
R3	5	9	28	8	27	1	1		
R4	2	3	6	2	3			1	3
R5	2	2	2	2	2				

注：申立年次の許可件数及び人数には、申立年次後の年次における許可件数及び人数を含む。

第17表 公益委員の除斥・忌避件数

※制度が創設された平成17年以降、取扱事例なし。

第18表 証人等出頭命令取扱件数

※令和元年から令和5年までの取扱事例なし。

第19表 物件提出命令取扱件数

※平成20年から令和5年までの取扱事例なし。

第20表 和解認定件数

※制度が創設された平成17年以降、取扱事例なし。

第21表 審査の実効確保の措置の申立て取扱状況

※平成25年から令和5年までの取扱事例なし。

第22表 不当労働行為事件取扱件数

年次	係属			終結							
	総数	前年 繰越し	新規	総数	命令			却下	和解		取下げ
					全部救済	一部救済	棄却		関与	無関与	
S21	2		2	2					2		
S22	6	0	6	6	1				3	1	1
S23	8	0	8	4	1						3
S24	13	4	9	13			4		8		1
小計	29	4	25	25	2	0	4	0	13	1	5
割合%	100.0%	13.8%	86.2%	100.0%	8.0%	0.0%	16.0%	0.0%	52.0%	4.0%	20.0%
S24	13	0	13	6			2		3		1
S25	22	7	15	16	1	1	3		9	1	1
S26	14	6	8	13			4		5	3	1
S27	9	1	8	9					7		2
S28	11	0	11	10		2			5	2	1
S29	10	1	9	6					5	1	
S30	17	4	13	14			1	1	10	1	1
小計	96	19	77	74	1	3	10	1	44	8	7
割合%	100.0%	19.8%	80.2%	100.0%	1.4%	4.1%	13.5%	1.4%	59.5%	10.8%	9.5%
S31	6	3	3	6					6		
S32	11	0	11	9					4	4	1
S33	17	2	15	13					7	2	4
S34	12	4	8	8		1			5	1	1
S35	17	4	13	12		1	1		7	1	2
S36	17	5	12	13		3			8	2	
S37	26	4	22	20		1	2		10	6	1
S38	12	6	6	8		1	1		3	2	1
S39	23	4	19	15			3		8	4	
S40	20	8	12	7			1		1	3	2
小計	161	40	121	111	0	7	8	0	59	25	12
割合%	100.0%	24.8%	75.2%	100.0%	0.0%	6.3%	7.2%	0.0%	53.2%	22.5%	10.8%
S41	19	13	6	10		1	3		3	3	
S42	33	9	24	14					4	6	4
S43	40	19	21	25	1	1			11	8	4
S44	35	15	20	15					6	4	5
S45	36	20	16	20	1	1	2		7	4	5
S46	29	16	13	18		4			10	2	2
S47	22	11	11	11					10	1	
S48	18	11	7	15		4			7	1	3
S49	15	3	12	12		1			8	3	
S50	19	3	16	11	1	1			3	4	2
小計	266	120	146	151	3	13	5	0	69	36	25
割合%	100.0%	45.1%	54.9%	100.0%	2.0%	8.6%	3.3%	0.0%	45.7%	23.8%	16.6%
S51	25	8	17	13					12	1	
S52	17	12	5	9		2			5		2
S53	21	8	13	8			1		5	2	
S54	26	13	13	10					5	4	1
S55	30	16	14	17	2	6	5		4		
S56	21	13	8	15	1	3			9	1	1
S57	14	6	8	8		5			3		
S58	15	6	9	7		1			6		
S59	12	8	4	9		2	2		5		
S60	6	3	3	5		1			3		1
小計	187	93	94	101	3	20	8	0	57	8	5
割合%	100.0%	49.7%	50.3%	100.0%	3.0%	19.8%	7.9%	0.0%	56.4%	7.9%	5.0%

年次	係属			終結							
	総数	前年 繰越し	新規	総数	命令			却下	和解		取下げ
					全部救済	一部救済	棄却		関与	無関与	
S61	4	1	3	0							
S62	11	4	7	2					2		
S63	17	9	8	3		2				1	
H元	18	14	4	3		2			1		
H2	15	15		12		4			8		
H3	4	3	1	2	1	1					
H4	5	2	3	3					3		
H5	7	2	5	3		1			1	1	
H6	11	4	7	1		1					
H7	14	10	4	7			1		5	1	
小計	106	64	42	36	1	11	1	0	20	3	0
割合%	100.0%	60.4%	39.6%	100.0%	2.8%	30.6%	2.8%	0.0%	55.6%	8.3%	0.0%
H8	14	7	7	7	1	1	1		4		
H9	11	7	4	4					4		
H10	10	7	3	5		2			2	1	
H11	10	5	5	6	2	1			1	2	
H12	12	4	8	7					3	4	
H13	21	5	16	12		1			4	4	3
H14	16	9	7	8			2		2	4	
H15	17	8	9	11			1		4	2	4
H16	12	6	6	7		1			4	1	1
H17	7	5	2	5	2				1	2	
小計	130	63	67	72	5	6	4	0	29	20	8
割合%	100.0%	48.5%	51.5%	100.0%	6.9%	8.3%	5.6%	0.0%	40.3%	27.8%	11.1%
H18	9	2	7	5		1			2	2	
H19	7	4	3	5					3		2
H20	4	2	2	1							1
H21	12	3	9	3		1			2		
H22	12	9	3	6		1			4		1
H23	9	6	3	5		4			1		
H24	6	4	2	5		2	1		2		
H25	5	1	4	4		1			2		1
H26	7	1	6	3			1				2
H27	13	4	9	5		3					2
小計	84	36	48	42	0	13	2	0	16	2	9
割合%	100.0%	42.9%	57.1%	100.0%	0.0%	31.0%	4.8%	0.0%	38.1%	4.8%	21.4%
H28	12	8	4	8	1	3				2	2
H29	7	4	3	5		2	1			1	1
H30	6	2	4	3			1		1		1
R元	6	3	3	3		1					2
R2	4	3	1	3	1		1				1
R3	6	1	5	2		1					1
R4	6	4	2	4		3	1				
R5	4	2	2	3		1		1	1		
小計	51	27	24	31	2	11	4	1	2	3	8
割合%	100.0%	52.9%	47.1%	100.0%	6.5%	35.5%	12.9%	3.2%	6.5%	9.7%	25.8%
総計	1,110	466	644	643	17	84	46	2	309	106	79
割合%	100.0%	42.0%	58.0%	100.0%	2.6%	13.1%	7.2%	0.3%	48.1%	16.5%	12.3%

注：1 第1段（S21年～S24年）は、旧労組法第11条又は旧労調法第40条違反事件を示し、その他は労組法第7条違反事件を示す。

2 S22年、S23年の全部救済命令各1件は、公訴請求である。

3 S24年～S30年において、非公式和解は関与和解、自主和解は無関与和解として、それぞれ取り扱った。